
これからの砂防事業（特に砂防堰堤）について

大江 徹（株）ニュージェック

1. 砂防の沿革

砂防とは

陸地における土砂礫の移動に伴っておこる生命財産等への災害を防止すること

- ・ 侵食輪廻とその形態
- ・ 日本の状況

治山、河川、海岸との関係

- ・ 治山とは

治山事業→農林水産省

- ・ 砂防、河川、海岸について

砂防事業、河川事業、海岸事業→国土交通省（旧建設省）

○ 砂防（狭義の砂防）

- ・ 砂防対象溪流対策

溪流対策砂防の歴史

社会生活と共に変遷

大同元（806）年の勅

弘仁十二（821）年の太政官符

江戸時代以前の山地荒廃

江戸時代の生産性向上のための山地荒廃

明治時代の舟運確保のための砂防事業

砂防法、森林法、河川法の制定

第2次大戦後の砂防

地方農山村振興

人命、財産を守るための砂防事業

地すべり

急傾斜地の崩壊（ガケ崩れ対策）

2. 砂防工法

山地保全工

溪流対策工

縦工（護岸工、流露工、導流工）

横工（砂防堰堤、床固工、帯工、民間開発砂防堰堤）

砂防堰堤の効用

3. 環境との整合

溪流の生態系の保全との両立

近年の取り組み